2002年通商法

第21編　貿易促進権限

第2101条　略称及び認識

⒜　略称

この編は、「2002年超党派貿易促進権限法」と引用することができる。

⒝　認識

議会は、次の認識を有する。

⑴　国際貿易の拡大は、合衆国の国家安全に極めて重要である。貿易は合衆国の経済成長及び経済力並びに世界におけるリーダーシップにとって重要である。安定した通商関係は、安全及び繁栄を促進する。今日、通商協定は、冷戦期において安全保障条約が相互の権利義務の連鎖を通じて国家を団結させるのに果たしたものと同じ目的に奉仕している。国際貿易における合衆国のリーダーシップは、世界を通じた開かれた市場、民主主義及び平和をはぐんでいる。

⑵　合衆国の国家安全は、活力に満ちた成長する産業に見出される経済の安全に依存している。通商協定は、合衆国経済の重要な分野及び構成要素、例えば情報技術、通信及びその他の先駆的技術、基礎産業、金融、医療、サービス、農業、環境技術並びに知的所有権の機会を最大にする。貿易は合衆国の新しい機会を創造し、合衆国の経済、政治及び軍事分野における並ぶべきもののない強さを保護する。拡大する貿易及び経済機会にささえられる合衆国は、21世紀の挑戦を行なう。

⑶　継続的貿易拡大の支援は、国際通商協定における紛争解決手続が当該協定に規定する権利及び義務が付加し、又は削減しないことを求めている。従って、

(A)　アンチダンピング協定、補助金及び相殺措置に関する協定及びセーフガードに関する協定に基づくＷＴＯ加盟国のアンチダンピング措置、相殺措置及びセーフガード措置の使用に対する義務及び制限を増加させているＷＴＯの紛争解決委員会及び上級委員会による最近の決定の傾向は、増加する関心を有し、、

(B)　議会は、ＷＴＯの紛争解決委員会及び上級委員会は、ＷＴＯ加盟国による協定の許容しうる解釈及び評価が公平かつ客観的でり、かつ、事実の認定が適切である場合のＷＴＯ加盟国による事実の認定の尊重を規定するアンチダンピング協定第17.8条に含まれる見直しの原則を適切に適用することに関心を持っている。

第2102条　貿易交渉目標

⒜　総体的貿易交渉目標

第2103条の規定に基づく協定について合衆国の総体的貿易交渉目標は、次のとおりとする。

⑴　より開放的、公正及び相互的な市場アクセスを得ること

⑵　直接貿易に関係し、合衆国の輸出の市場機会を減少させ、又はその他合衆国貿易の歪曲させる障壁及び歪曲の軽減又は撤廃を得ること

⑶　紛争解決を含む国際貿易制度の規律及び手続の更なる強化

⑷　更なる合衆国の経済成長、生活水準の向上及び完全雇用の促進並びに世界経済の発展

⑸　貿易及び環境政策が多角的支持を得ることの確保。環境の保護及び保全に努めること並びに国際資源の使用の効率的使用を通じたこれらについての国際収入の向上

⑹　ＩＬＯの中心的労働原則（第2213条⑹に規定するものをいう。）に含まれる労働者の権利及び児童の権利の擁護並びに貿易及び労働者の権利の関係の理解の推進

⑺　貿易協定が、貿易の振興のため、加盟国の国内環境保護及び労働者の権利の保護を弱め、又は、縮小しないことを確保する貿易協定の条項の獲得

⑻　貿易協定が小企業に等しい国際市場へのアクセス、政党名貿易利益及び小企業に不釣合いな影響を与える貿易障壁の除去又は軽減を与えることを確保すること

⑼　最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関するＩＬＯ条約（第182号）の世界的批准及び全般的遵守の推進

⒝　主要貿易交渉目標

⑴　貿易障壁及び歪曲

貿易障壁及びその他の歪曲に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のとおりとする。

(A)　関税及び非関税障壁並びに合衆国の輸出機会を減少させ、若しくはその他の合衆国貿易を歪曲する貿易に直接関係する外国政府の政策及び慣行の軽減又は撤廃による合衆国輸出にとっての競争的市場機会の拡大並びに公平でより開かれた条件の獲得すること

(B)　ウルグアイラウンド協定法第　第111条⒝（19 U.S.C. 3521⒝）に含まれる関税の分野に特に考慮をはらいつつ、互恵的関税及び非関税障壁軽減協定の獲得すること

⑵　サービス貿易

サービス貿易に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、内国民待遇及び市場アクセスを否定する法制上及びその他の障壁又はサービス供給者の設立及び活動に関する不合理な制限を含む、サービスの国際貿易における障壁の撤廃又は軽減である。

⑶　外国での投資

投資について高い水準で広範囲に規定している合衆国法が、国際法が求める水準に合致又は上回ると認めるので、外国での投資に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のことにより、合衆国における外国投資家が合衆国における合衆国投資家以上の投資保護の実質的権利を許されることがないことを確保しながら外国での投資に対する人為的又は貿易歪曲的障壁の撤廃又は軽減すること及び投資家にとって合衆国の法的原則及び慣例のもとで可能なものと同等の重要な権利を確保することである。

(A)　内国民待遇の例外の撤廃又は軽減

(B)　投資に関連する送金の自由化

(C)　検査要求、強制的技術移転及びその他の資本投下及び運営の障壁の撤廃又は軽減

(D)　合衆国の法的原則及び慣例に合致した収用及び収用補償の原則の確立の探求

(E)　適性手続の原則を含む合衆国の法的原則及び慣例に合致した公正で公平な取扱い原則の確立の探求

(F)　投資紛争解決の意味のある手続の規定

(G)　次のことを通じて、投資家と政府との投資紛争で用いる改善された制度の探求

⒤　取るに足らない請求を減少させ、及び取るに足らない請求の提出を妨げる制度

(ⅱ)　効果のある仲裁人の選任及び速やかな請求の処理を確保する手続

(ⅲ)　政府の態度の形成への公衆の機会を増加させる手続

(ⅳ)　通商協定の投資条項の解釈の統一を与える上級委員会又は類似の制度

(H)　秘密である情報の保護の必要に合致する範囲で次により紛争解決制度における透明性の十分な措置の確保すること

⒤　すべての紛争解決要請を速やかに公表することを確保する

(ⅱ)　次のことの確保

(I)　すべての議事、提出書類、認定及び決定を速やかに公表する

(Ⅱ)　すべての聴聞を公開する

(ⅲ)　企業、団体及び非政府組織からの法廷の友の意見書を受理する制度の確立

⑷　知的所有

貿易関連知的所有に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のとおりとする。

(A)　次のことを通じることを含め、知的所有権の公平で効果的な保護の更なる増進

⒤(I)　ウルグアイラウンド協定法第101条⒟⒂（19 U.S.C. 3511⒟⒂）に規定する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の促進された完全実施の確保、とりわけ、協定のもとでの執行義務に関して

(Ⅱ)　合衆国について効力を有している知的所有権に関する多国的又は二国間通商協定の条文が、合衆国法のものと類似の保護の原則を反映すること

(ⅱ)　新技術並びに知的所有権を具体的化する伝達及び物品の配布の新たな手段についての強力な保護を規定すること

(ⅲ)　知的所有権の使用可能性、取得、範囲、管理、使用及び執行に影響する事項に関する差別待遇の撤廃及び軽減

(ⅳ)　保護及び執行の標準がが技術開発に歩調を合わせることを確保し、特に権利者がインターネットその他のグローバル通信手段を通してその成果を使用することを管理し、承認のない使用を阻止するとの法的及び技術的な手段の確保

⒤　得やすく、迅速で効果的な民事、行政及び刑事の執行制度を含む知的所有権の強力な執行の規定

(B)　知的所有権の保護による合衆国人の公平で平等で無差別な市場アクセス機会の保証

(C)　2001年11月14日にカタール国ドーハにおける世界貿易機関の第4回閣僚会議で採択されたＴＲＩＰ協定と公衆衛生に関する宣言の尊重

⑸　透明性

透明性に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のことを通じて透明性の原則の広範囲で深い適用を得ることとする。

(A)　通商問題及び国際通商機構の活動に関する情報への公衆の接近の増加及びより時期を得たものとする

(B)　紛争解決及び投資に関するものを含む適当な会合、手続及び提出書類への公衆の接近の増加により、ＷＴＯ及びその他の国際通商組織をより開かれたものとする

(C)　ＷＴＯ加盟国から提出された通知及び支持書類への公衆の接近の増加及びより時期を得たものとする

⑹　汚職防止

外国政府若しくは職員の行為、決定若しくは不作為に影響を及ぼす金銭若しくはその他の価値のあるものの使用又は貿易に影響を及ぼす事項での輸入者の優位を得ることに関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　外国政府行為、決定若しくは不作為に影響を及ぼす当該企てを防止する適当な通商協定に参加するすべての国からの者に適用可能な高い標準及び適当な国内執行制度の獲得

(B)　当該基準が合衆国人を国際貿易において競争上不利になることがないようにすること

⑺　ＷＴＯ及び多角的貿易協定の振興

世界貿易機関、ウルグアイラウンド協定及びその他の多角的貿易協定の振興に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　世界貿易機関並びに物、分野及び貿易条件が適切に範囲に含まれていない当該協定の範囲の拡大並びに全面的な実施の達成

(B)　情報技術協定及びその他の貿易協定の参加国の拡大及び強化

⑻　立法課題

国内生産者、サービス提供者若しくは投資家に競走上の優位を与える外国政府による政府規則又はその他の行為の使用並びにそれによる合衆国産品、サービス及び投資の市場アクセス減少に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　規則の策定における透明性及び利害関係者の参加の機会の向上の達成

(B)　提案された規則が、正常な科学、費用分析、危険分析その他の目標についての証拠に立脚することを求めること。

(C)　貿易協定の加盟国間における政府調達及びその他の法制度についての指針、規則及び法律の開発における向上した透明性を促進させる協議制度を確立すること

(D)　合衆国生産者の市場アクセスを拒む価格統制や参照価格設定のような政府行為の軽減の達成

⑼　電子商取引

電子商取引に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　世界貿易機関のもとで電子商取引に適用される現在の義務、規則、規律及び約束の確保

(B)　次のことを確保すること。

⒤　通商規則及び約束において電子的に送達される物及びサービスが物質の形態で送付される類似の産品より不利な扱いを受けないこと

(ⅱ)　もっとも自由化された通商上の取扱いを可能にする当該物及びサービスの分類

(C)　電子商取引にかかわる貿易関連措置を政府が差し控えることの確保

(D)　正当な政策目標が、電子商取引に悪影響を与える国内規則を必要とする場合、当該規則が貿易に最小限の規制をし、無差別かつ透明性を有するものであり、開かれた市場環境を振興することとする約束をえること

(E)　世界貿易機関における電子伝達に対する関税猶予の延長

⑽　相互的通商協定

(A)　農業に関する合衆国の相互的交渉目標は、農業産品の合衆国輸出者が外国市場において、外国の輸出者が、合衆国市場で可能である競争的機会と十分に同等な競争的機会の獲得並びに公平かつより開かれたばら物、特別な作物及び付加価値産品の貿易条件を次のことにより達成することする。

⒤　一定の期日において、合衆国の輸出の市場機会を減少させる関税その他の課徴金の次のように軽減又は廃止

(I)　重要な高関税のもとにある、又は主要生産国おいて補助金制度の対象となっている産品に重点を置く。

(Ⅱ)　合衆国の輸入センシティブな産品について、当該産品の関税軽減交渉を開始する前に議会と密接に協議して、妥当な対応期間を設定する。

(ⅱ)　関税水準を合衆国におけるものと同等以下に引き下げる

(ⅲ)　合衆国の輸出の市場機会を減少させ、又は不公正に農産物市場を歪曲し合衆国の損害となる補助金の軽減又は廃止

(ⅳ)　貿易に歪曲を与えないことを条件に、家族経営及び田園共同体を支援する保護計画の許容

⒱　国内食糧保障の要請を超えて国際価格に犠牲を与える国内支援計画の規律の作成

(ⅵ)　価格引下げとなる過剰を作る政府政策の削減

(ⅶ)　可能な場合、国家貿易企業の削減

(ⅷ)　次のものを含む、合衆国の輸出の市場機会を減少させ、又はとりわけ、輸入センシティブな産品に関して、不公正に農産物市場を歪曲し合衆国の損害となる慣行を減少させる規則及び効果的紛争解決制度の開発、強化及び明確化

(I)　国家貿易企業の運営における価格の透明性の要求に重点をおいて、国家貿易企業の不公正又は貿易歪曲的な行為及びその他の行政制度並びに末端での補助化、価格差別及び価格切下げのために当該その他の制度

(Ⅱ)　不公正な通商制限又は商業上の要求、例えば、バイオテクノジーを含む新技術に影響を与える表示。

(Ⅲ)　ウルグアイラウンド協定に違反して科学的根拠に基づかないものを含む不公正な衛生検疫制限。

(Ⅳ)　その他の貿易についての不公正な技術的障害

(V)　関税割当の執行における制限的規則

(ⅸ)　輸入救済制度の改善において腐敗しやすい又は周期的な産品の独特な性格を認めると同時に腐敗しやすい又は周期的な産品の貿易に逆の悪影響を与える慣行の削減

⒳　合衆国の生産者が他の国において使用しているのと同等の腐敗しやすい又は周期的な産品についての輸入救済手続の容認

(ⅺ)　交渉の当事国が合衆国の既存の通商協定の規定を受け入れることを怠ったか否か、これらの協定に基づく当該国の義務を迂回しているか否かを考慮する。

(ⅻ)　主要生産国が合衆国の既存の通商協定の規定を受け入れることを怠ったり、又はこれらの協定に基づく当該国の義務を迂回していることを理由に、産品が市場撹乱の対象となっているか否かを考慮する。

(xiii)　当該国が世界貿易機関の農業における意味のある市場自由化の約束を受諾することの別な方法での確保

(xiv)　北アメリカ自由貿易協定を含む、合衆国が加盟国である農業に関する協定が合衆国の農業に与える衝撃を考慮する。

(xv)　誠実な食糧援助計画の維持並びに合衆国市場開発及び輸出信用計画の保全

(xvi)　2005年1月1日までに世界貿易機関の一般的多角的ラウンドの完了を努力し、並びに多角的枠組み及び二国間交渉における可能な幅広い市場アクセスの探求を交渉が同時に合衆国の輸入センシティヴな産品（関税割当の対象産品を含む）に与える影響を考慮しつつ行なう。

(B)⒤　農業に関して交渉を開始する前に、合衆国通商代表は、議会と協議しつつ、ダンピング及びセーフガード並びにこれらに関連する分野に関する調査における腐敗しやすい又は周期的な産品の取扱いについて国際的な合意を得るために、腐敗しやすい又は周期的な産品の交渉におけるポジションの策定に努力しなければならない。

(ⅱ)　農業補助金のいかなる過程においても、合衆国通商代表は、ウルグアイラウンドの実施期間の最後における各国のウルグアイラウンドの市場アクセス譲許表で定めた各国の（農業協定で定義する）助成合計量の計算の基礎となる共通の基準年の策定に努力しなければならない

(ⅲ)　(A)に規定する交渉目標は、合衆国がすでに加盟国である通商協定、例えば北アメリカ自由貿易協定及び米国カナダ自由貿易協定への加盟を規定する第2103条⒜又は⒝に基づき締結された通商協定を含む、第2103条⒜又は⒝に基づき締結された通商協定に向けての農業の事項に適用する。

⑾　労働及び環境

労働及び環境に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　合衆国と加盟国、通商協定の発効後はこれらの国相互の貿易に影響する方法で支持又は繰り返えす行動又は無行動の過程を通じて合衆国の通商協定の加盟国の加盟国がその環境又は労働法の効果的な執行を怠ることがないことを確保する。

(B)　通商協定の加盟国が、課題の調査、執行、法制及び遵守に関して行動の自由を行使する権利の承認並びに高い優先度を決定されたその他の労働及び環境の事項の執行のための財源の配分に関する決定を行うこと並びに行動若しくは行動しないことの過程又は財源の配分に関する実質的決定の結果が当該行動の自由の合理的な使用をもたらす場当、該国がその法の効果的執行を行うこと及びいかなる報復もこれらの権利又は国内労働基準若しくは環境保護の水準の確率の権利の行使を元に認められないことの承認

(C)　中心的労働基準（第2113条⑹に定義する）の振興するための合衆国の貿易相手の能力の強化

(D)　持続的開発の振興を通じて環境を保護するための合衆国の貿易相手の能力の強化

(E)　持続的開発に不当な脅威を与える政府の行為又は政策の軽減又は撤廃

(F)　合衆国の環境技術、製品及びサービスついての関税及び非関税障壁の軽減を通じた市場アクセスの探求

(G)　合衆国との通商協定の加盟国の労働、環境、衛生又は安全政策又は課題が、隠れた通商障壁として、合衆国の輸出又はサービスに対する恣意的又は不公正な差別待遇とならないことの確保

⑿　紛争解決及び執行

通商協定の紛争解決及び執行に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　通商協定に基づく政府間の紛争解決の効果的、時期を得た、透明性のある、公平な及び熟考した事項で事実に基づく決定を要求することを規定する通商協定の規定並びに協定の遵守の向上の目標についての協定の原理の獲得

(B)　世界貿易機関の約束の遵守を検討する貿易政策検討の能力の強化

(C)　紛争解決了解に基づき開催される小委員会及び上級委員会による適切な場合、国内調査当局の事実の認定及び技術的専門意見について大きな敬意を払うことを含む紛争に関係するウルグアイラウンド協定に基づく見直しの標準についての支持の獲得

(D)　協議を通じた紛争の早期の同定及び解決を促進する規定の獲得

(E)　協定に基づく紛争の当事者が、協定に基づく義務を遵守していないことになった場合に、貿易拡大の代償の提供を促進する規定の獲得

(F)　協定に基づく紛争の当事者に次のようである制裁を課す規定の獲得

⒤　協定に基づく義務の遵守を促進する

(ⅱ)　当事国にとって性質、事項に従い及び被害の範囲に照らして適当である。

(ⅲ)　制度の効果的執行を維持しつつ、当事国又は紛争の当事者でなう国の利益に悪影響を与えることを意図したものでないこと

（G）　次のものについての合衆国の基本的交渉目標を処理する規定の獲得

⒤　適用可能な協定に基づく紛争解決の手段の能力

(ⅱ)　同等の紛争解決手続の可能性。

(ⅲ)　同等の救済の可能性

⒀　ＷＴＯ継続交渉

民間航空機に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、ウルグアイラウンド協定法第135条⒞（19 U.S.C. 3355⒞）に規定するとおりとし、原産地規則に関しては、同法第132条（19 U.S.C. 3352）に規定する協定の締結とする。

⒁　貿易救済法

貿易救済法に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、次のこととする。

(A)　合衆国の労働者、農民及び企業が公平な条件で完全に競争することを確保し、及び互恵的通商協定の恩恵をうけるためアンチダンピング法、相殺関税法及びセーフガード法を含む合衆国の通商法の厳格な執行の能力の保護並びに不公正貿易、とりわけダンピング若しくは補助金についての国内及び国際的制裁、又は効果的な国内及び国際セーフガード規定をを軽くさせる協定の廃棄

(B)　供給過剰、カルテル及び市場参入障壁を含むダンピング又は補助金がもたらす市場歪曲の特定及び矯正

⒂　国境税

国境税に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、内国税の国境調整に関するＷＴＯルールを歳入において間接税より直接税に重きをおいている国の不利な点を補償するように、再規定することを得ることとする。

⒃　繊維交渉

繊維及び衣類に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、合衆国市場において外国の輸出が得ているものと実質的に同等な合衆国の繊維及び衣類の輸出の外国市場における競争機会の獲得並びに繊維及び衣類の貿易におけるより公平で開かれた市場条件の達成とする。

⒄　最悪の形態の児童労働

最悪の形態の児童労働の貿易関連の側面に関する合衆国の主要貿易交渉目標は、貿易協定の加盟国による最悪の形態の児童労働を禁止する立法の精力的執行の約束の要求とする。

⒞　ある優先事項の振興

合衆国のグローバル経済における競争を開始し、及び維持するため大統領は、次のことを行わなければならない。

⑴　ＷＴＯ及びＩＬＯとより協力することを探求する。

⑵　（第2123条⒢に定義する）中心的労働基準の振興及び最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する国際労働期間条約（第182号）の遵守の振興のため、合衆国の貿易相手国の能力を強化するための通商協定加盟国相互の協議制度の確立の探求並びに下院歳入委員会及び上院財政委員会へ当該制度の内容及び運用の報告

⑶　健全な科学に基づく環境及びヒトの健康の保護についての標準の開発及び執行のため、合衆国の貿易相手国の能力を強化するための通商協定加盟国相互の協議制度の確立の探求並びに下院歳入委員会及び上院財政委員会へ当該制度の内容及び運用の報告

⑷　1999年11月16日付け大統領行政命令第13141号及びこの関係する指針に基づく将来の通商及び投資協定の環境的調査の遂行並びに下院歳入委員会及び上院財政委員会へ当該調査の報告

⑸　確立された手続及び基準について適当な範囲で大統領行政命令第13141号にならった合衆国の将来の通商協定の労働市場を含む雇用への影響の調査、下院歳入委員会及び上院財政委員会へ当該調査の報告及び当該報告を公衆に利用可能とすること

⑹　その他の正当な合衆国の国内課題を斟酌する、これには正当な健康若しくは安全の保護、本質的な安全及び消費者の利益並びにこれらに関連する法律及び規則が含まれるがこれに限定されない。

⑺　労働長官に貿易協定を意図する国と当該国の労働法について協議を行い、要請がある場合技術的援助を供与することを指示する。

⑻　この法律に基づき締結されるいかなる通商協定に関しても、下院歳入委員会及び上院財政委員会に対して、大統領が第2107条⒝⑵(E)に基づき決定される時間的枠組みで交渉することに関して、当該国の実質的労働者の権利についての報告を送付する。

⑼　大統領が通商権限手続に基づき実施しようとするいかなる通商協定に関しても、当該協定の当事国が有している搾取的児童労働についての効力のある法の範囲を記述した報告を議会へ提出する。

⑽　多角的環境協定の検討の振興を継続し、当該協定の加盟国と通商措置を含む当該協定と1994年のガット第20条に基づく環境関連の例外との整合性に関して協議する。

⑾　この編が適用される通商協定により合衆国が認められた制裁又は救済の導入後12ヶ月以内に下院歳入委員会及び上院財政委員会に対して、合衆国法に基づく制裁又は救済の通商協定に基づく合衆国の権利の執行への効果について報告しなければならない

⑿　重大で予測できない資金の移動の通商への影響を研究し、国際貿易における競争上の優位を進めるためにその資金の操作の傾向を予定している外国政府か否かを精査するための通商協定加盟国相互の協議制度の確立の探求

⑾に基づく報告は、制裁又は救済が目的の国の態度の変更に効果があるかないか、及び制裁又は救済が紛争に関係しなく国の利益に悪影響をあたえるかないかについて行なうものとする。

⒟　協議

⑴　議会の助言者との協議

この編に基づいて行なわれる交渉の過程において、合衆国通商代表は、交渉に係るすべてにつき緊密にかつ時期を得た協議を第2107条に基づく議会監視グループ並びに交渉の結果としての通商協定の影響をうける法理を所管する下院及び上院のすべての委員会と行い、及び維持しなければならない。

⑵　協定仮署名前の協議。

この編に基づいて行なわれる交渉の過程において、合衆国通商代表は、次のことを行わなければならない。

(A)　交渉に係るすべてにつき緊密にかつ時期を得た（協定の仮署名前に直ちにを含む）協議を、1974年通商法第161条(19 U.S.C. 2211)に基づき指名される貿易政策及び交渉の議会の顧問、下院歳入委員会、上院財政委員会及び第2107条に基づく議会監視グループと行ない、及び維持する。

(B)　農業貿易に関するいかなる交渉及び協定に関しても同様に交渉に係るすべてにつき緊密にかつ時期を得た（協定の仮署名前に直ちにを含む）協議を、下院農業委員会、上院農業、食料及び林業委員会と行ない、及び維持する。

⒠　ウルグアイラウンド協定に基づく義務の支持

ある特定の国と交渉を開始するかしないかの決定において大統領は、当該国がウルグアイラウンド協定に基づく義務を施行しているか又は施行を加速しているかの程度を勘案しなければならない。

第2103条　通商協定権限

⒜　関税障壁に関する協定

⑴　総則

外国又は合衆国の現行の関税又はその他の輸入制限措置が、合衆国の外国貿易に対し、不当に負担を課し、又は制限しており、かつ、次の措置によってこの編の目的、政策、優先事項及び目標が促進されると判断する場合、大統領は、次のことを行うことができる。

(A)　外国又と次の時まで通商協定を締結すること。

⒤　2005年7月1日

(ⅱ)　通商権限手続が⒞に基づき延長された場合は、2007年7月1日

(B)　⑵及び⑶に基づき当該通商協定を実施するため、大統領が必要又は適当と認める次のことを布告すること。

⒤　現行関税の修正若しくは存続

(ⅱ)　現行関税の無税待遇若しくは内国消費税待遇の存続

(ⅲ)　追加的関税

⑵　制限

⑴に基づく布告は、次のことを行うことはできない。

(A)　この法律の制定の日に適用される関税率（当該制定の日において従価で５％以下のものを除く。）の50％未満となる引下げ

(B)　輸入センシティブ農産品についてウルグアイラウンド協定で適用可能な税率を下回る引下げ

(C)　上記の産品についてこの法律の制定の日に適用される関税率の引上げ

⑶　一括引下げ。段階引下げからの免除

(A)　一括引下げ

(B)に規定する場合を除き、⑴に基づき締結される通商協定に規定する産品の関税率の引下げは、いずれの引下げを行なう日においても次を超えて引下げてはならない。

⒤　従価３％又は当該産品に関して協定を実施するために⑴に基づき布告される最初の引下げが効力を発する時点での全引下げの10分の１のいずれか大きいもの。

(ⅱ)　当該最初の引下げの発効日の後、1年間の間隔で⒤に基づき適用可能な額と等しい引下げ

(B)　段階引下げからの免除

(A)に基づく段階引下げは、合衆国で生産されていない種類の産品について、⑴に基づき布告される関税の引下げに関しては要しないものとする。合衆国国際貿易委員会は、物品の性格がこのサブパラグラフに基づき段階引下げを免除されうるかについて大統領に助言するものとする。

⑷　まるめ

大統領が、⑶に基づく引下げの計算を簡素化すると認める場合、毎年の引下げを次のいずれかのもの未満の額と等しい額、丸めることができる。

(A)　このパラグラフを適用しない引下げとその下の整数との差

(B)　従価で0.5％

⑸　その他の制限

⑵の理由で布告できない関税の引下げは、当該引下げを承認する条項が第2105条に基づく実施法案に含まれ、かつ、当該法案が法律となった場合のみ効力を発するものとする。

⑹　その他の関税改正

⑴(B)、⑵(A)、⑵(C)及び⑶から⑸に規定にかかわらず、ウルグアイラウンド協定法第115条の協議及びレイオーバー要件に従って、世界貿易機関のもとでの相互撤廃又は調和化の交渉において合意した場合、大統領は同法第2条第5号に規定する第20表に規定する税率及び段階引下げの税率の改正を布告することができる。

⑺　ウルグアイラウンド協定法に基づく権限は影響を受けない

このサブセクションは。ウルグアイラウンド協定法第111条⒝(19U.S.C. 3521⒝)に基づき大統領へ与えられた権限を制限するものではない。

⒝　関税及び非関税障壁に関する協定

⑴　通則

(A)　大統領が次のいずれかであると認定し、それによりこの編の目的、政策、優先事項及び目標が促進されると判断する場合(B)に規定する通商協定を（C）に規定する期間内に締結することができる。

⒤　外国若しくは合衆国の現行の関税若しくは国際貿易のその他の輸入制限措置又はその他の障壁若しくは制限が、合衆国の外国貿易に対し、不当に負担を課し、若しくは制限しており、又は合衆国経済に悪影響を与えている。

(ⅱ)　当該障壁又は制限の導入が当該負担、制限又は影響となるとみこまれる。

(B)　大統領は、(A)に基づき次のことを規定する通商協定を外国と締結することができる。

⒤　(A)に規定する関税、制限又はその他の障壁の引下げ又は撤廃

(ⅱ)　当該障壁又は制限の導入の禁止又は制限

(C)　 大統領は、このパラグラフに基づく通商協定を次の時まで締結することができる。

⒤　2005年7月1日

(ⅱ)　通商権限手続が⒞に基づき延長された場合は、2007年7月1日

⑵　条件

通商協定はそれが第2102条⒜に規定する目標の充足を促進し、かつ大統領が第2104条に規定する条件を満たす場合のみ、このサブセクションに基づき締結することができる。

⑶　通商権限手続を満たす法案

(A)　1974年通商法第151条の規定（この編において「通商権限手続」という。）は、(B)に規定する条項を含む議会のそれぞれの院における法案について、同条が、その条に基づく実施法案に適用されるものと同様に適用する。このパラグラフが適用される法案を以下この編において「実施法案」という。

(B)　(A)に規定する条項とは次のものをいう。

⒤　このサブセクションに基づく通商協定及び当該通商協定を実施するために行政措置が提案される場合には、その行政措置の提案を承認する条項

(ⅱ)　当該通商協定を実施するために現行法の修正又は新たな法律による権限が必要とされる場合、当該通商協定を実施するために必要かつ適切な規定で、現行法の廃止若しくは修正又は新たな法律による権限の付与を行う条項。

⒞　議会の通商権限手続についての延長否認手続

⑴　総則

第2105条⒞に規定する場合を除き、

(A)　通商権限手続は、⒝に基づく通商協定に関する実施法案で2005年7月1日前に提出されたものに適用する。

(B)　 通商権限手続は、次の場合（及び次の場合にのみ）(⒝に基づく通商協定に関する実施法案につき、2005年6月30日後、2007年7月1日前まで延長させる。

⒤　大統領が、⑵に基づき当該延長を要請する。

(ⅱ)　議会のいずれの院も⑹に基づき2005年7月1日前に延長否認決議を採択しない。

⑵　大統領による議会への報告

大統領が⑴(B)に規定する実施法案につき通商権限手続を延長すべきとの意見である場合、大統領は2005年３月１日前に、当該延長の要請を含む書面による報告を次のものともに、議会へ送付しなければならない。

(A)　⒝に基づき交渉されている通商協定の記述及び当が協定を承認のために議会への送付についての予想表。

(B)　この編の目的、政策、優先事項及び目標の達成する交渉の進捗の記述及び当該進捗が交渉の継続を正当化する旨の声明

(C)　なぜ、当該延長が交渉の完結に必要な理由の声明。

⑶　議会へのその他の報告

(A)　諮問委員会による報告

大統領は、1974年通商法第135条(19U.S.C.2153)に基づき設立された貿易政策及び交渉に関する諮問委員会に⑵に基づく大統領の議会への報告の提出についての決定をすみやかに通知しなければならない。諮問委員会は、議会に対し現実的な限りすみやかに、かつ、2005年５月1日前に、次の内容を含む書面による報告を提出しなければならない。

⒤　この編の目的、政策、優先事項及び目標を達成する交渉の進捗に関する見解。

(ⅱ)　⑵に基づき要請された延長を承認するか否認するかについての見解及び理由の声明

(B)　ＩＴＣによる報告

大統領は、国際貿易委員会に⑵に基づく大統領の議会への報告の提出についての決定をすみやかに通知しなければならない。国際貿易委員会は、議会に対し現実的な限りすみやかに、かつ、2005年５月1日前に、この法律の制定の日から大統領が⑵に基づき要請した延長を求めることを決定日までに実施されているすべての通商協定の経済への影響についての再調査及び分析を含む書面による報告を提出しなければならない。

⑷　報告の性格

議会へ対して⑵及び⑶に基づき送付された報告並びにこれらの報告の各部分は、大統領決定として分類される。

⑸　延長否認決議

(A)　⑴において、延長否認決議とは、議会のいずれかの院の決議で、その決議の決議条項の次に、「　　は、大統領の2002年超党派貿易促進法第2103条⒞⑴(B)⒤に基づき同法に基づく通商受験手続を2005年6月30日後に同法第2103条⒝に基づき締結された通商協定に関する実施法案についての延長の要請を、承認しない。（空白には決議する議会の院の名称を挿入する。」とあるものをいう。

(B)　延長否認決議は、

⒤　議会のいずれの院において当該院のいずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　下院においては、歳入委員会及び付加的に規則委員会に付託される

(C)　1974年通商法第152条⒟及び⒠（19 U.S.C.2192、⒟ and ⒠)（下院及び上院におけるある種の決議の本会議審議）の規定は、延長否認決議について適用する。

(D)　次のことは議事規則上認められない。

⒤　財政委員会の報告なしに上院において否認決議を審議すること。

(ⅱ)　歳入委員会及び付加的に規則委員会の報告なしに下院において否認決議を審議すること

(ⅲ)　いずれの院においても、2005年6月30日後に否認決議を審議すること

⒟　交渉の開始

合衆国の継続的経済成長に貢献するため、大統領が、交渉が実行可能で時期を得ており、合衆国に利益をもたらすと判断した場合、工業、製品及びサービス分野に悪影響を与える関税及び非関税障壁並びに現行の分野別協定の現在加盟国でない国への拡大についての交渉を開始するものとする。当該分野には農業、商業サービス、知的所有権、工業及び金融商品、政府調達、情報技術産品、環境技術及びサービス、医療機器及びサービス、民間航空機並びに建設機材が含まれる。当該行動において、大統領は第2102条⒝に規定する主要貿易交渉目標を斟酌しなければならない。

第2104条　協議及び事前評価

⒜　通報及び交渉前の協議

大統領は、第2103条⒝の規定にしたがう通商協定に関して次のことを行わなければならない。

⑴　交渉開始の少なくとも90日前に、当該交渉を開始することの大統領の意図、大統領が意図する当該交渉の開始の日、当該交渉につき特定した合衆国の目標及び大統領が協定を求めるか現行の協定の改定を変更するかについて、議会へ書面で通知しなければならない。

⑵　当該通知の前及び後において上院財政委員会及び下院歳入委員会、大統領が適当であると判断した上院及び下院の委員会並びに第2107条に基づき招集された議会監視グループと協議する。

⑶　第2107条⒞に基づく議会監視グループの構成員の多数による要請により、当該交渉の開始又は交渉に関するその他の時点の前に、議会監視グループと会談する。

⒝　農業に関する交渉

⑴　総則

第2102条⒝に規定する事項又はそれに直接関係する事項につきある国との交渉を開始し、又は継続する前に、大統領は、ウルグアイラウンド協定において譲許した農産品の合衆国の関税率が、当該国の譲許した関税率より低いかどうか調査しなければならない。更に大統領は全世界を通じて譲許及び実効の関税率水準が合衆国の関税より高いか否か、及び交渉が当該不均衡に向けられる機会があるかないかを考慮しなければならない。大統領は下院の歳入委員会及び農業委員会並びに上院の財政委員会及び農業、食糧及び林業委員会と当該調査の結果について合衆国が更に関税の引下げを合意するのが適当か否か、及びいかにすべての交渉目標を充足させるかにつき協議しなければならない。

⑵　輸入センシティブ産品についての特別協議

(A)　農業に関し、アメリカ自由貿易地域についての交渉及び世界貿易機関の主催のもとでの農業に関する交渉を開始する前に、この法律の制定後現実的な限りすみやかに合衆国通商代表は、

⒤　この法律の制定の日において関税割当の対象となっている農業産品及びウルグアイラウンド協定により合衆国にとって1995年1月1日の引下げが1994年12月31日に適用されていた関税率の97.5%以下となっていない関税引下げである農業産品を特定する。

(ⅱ)　下院の歳入委員会及び農業委員会並びに上院の財政委員会及び農業、食糧及び林業委員会と次のことを協議する。

（I）　⒤に基づき特定した産品の更なる関税引下げが、当該関税引下げが関係する産品を生産する合衆国の産業への影響を考慮して適当か否か。

(Ⅱ)　当該産品が、ウルグアイラウンド協定で禁止された科学的根拠に基づかないものを含む、特定された不正な衛生又は植物検疫を受けているかいないか

(Ⅲ)　当該交渉の参加国が輸出補助金又はその他の当該産品の世界貿易を湾曲する計画、政策若しくは習慣を維持しているかないか及び当該計画、政策又は習慣の当該産品の合衆国の生産への影響

(ⅲ)　当該関税引下げの関係する産品を生産する合衆国産業及び合衆国経済全体に対して予想される影響の調査を国際貿易委員会に要請する。

(ⅳ)　⒤、(ⅱ)及び(ⅲ)が充足された後、下院の歳入委員会及び農業委員会並びに上院の財政委員会及び農業、食糧及び林業委員会に、⒤に基づき特定された産品で、通商代表が当該交渉においてより関税引下げを促進する意図のあるもの及び当該関税引下げを促進する理由を通知する。

(B)　(A)に規定する協議が開始された後、

⒤　通商代表が、関税引下げについて追加的に(A)⒤に規定する農産品で(A)(ⅳ)に基づく通報の対象でないものを特定し、又は

(ⅱ)　追加的に(A)⒤に規定する農産品が当該交渉の参加国により関税引下げの要請の対象となった場合、

通商代表は、(ⅳ)に規定する委員会に対し現実的な限りすみやかに当該品目及び当該関税引下げの推進の理由を通知しなければならない。

⑶　水産物に対する交渉

水産物貿易又はそれに直接関係する事項につきある国との交渉を開始し、又は継続する前に、大統領は、下院の歳入委員会及び資源委員会並びに上院の財政委員会及び商業、科学及び運輸委員会と協議し、交渉を通知された委員会と時事、時期を得た間隔で協議を維持しなければならない。

⒞　繊維に関する交渉

繊維及び衣料品に直接関係する事項につきある国との交渉を開始し、又は継続する前に、大統領は、ウルグアイラウンド協定において譲許した繊維及び衣料品の合衆国の関税率が、当該国の譲許した関税率より低いかどうか、及び交渉が当該不均衡に向けらる機会があるかないかを調査しなければならない。大統領は下院の歳入委員会及び上院の財政委員会と当該調査の結果について合衆国が更に関税の引下げを合意するのが適当か協議しなければならない。

⒟　協定締結前の議会との協議

⑴　協議

第2103条⒝に基づく通商協定を締結する前に大統領は次のものと協議しなければならない。

(A)　下院の歳入委員会及び上院の財政委員会

(B)　その他の上院若しくは下院の委員会若しくは議会の合同委員会で当該貿易協定の影響を受ける事項に関する法制を所管するもの

(C)　第2107条に基づく議会監視グループ

⑵　範囲

⑴に規定する協議には、次のことに関する協議が含まれる。

(A)　協定の性質

(B)　協定が如何に及びどの範囲までこの編の目的、政策、優先事項及び目標を達成するか

(C)　協定の現行への一般的効果を含む第2105条に基づく協定の実施

⑶　合衆国の通商救済法に関する報告

(A)　ある種の通商法の変更

大統領は、第2103条⒝に基づき通商協定を締結しようとする180日以上前に、下院の歳入委員会及び上院の財政委員会に次のことを報告しなければならない。

⒤　当該交渉において協定に関しては提案の達成が最終の協定となり、及び1930年関税法第7編又は1974年通商法第２編第１章の改正を要請する範囲

(ⅱ)　第2102条⒝に規定する目標に如何に提案が関係しているか。

(B)　ある種の協定

チリ又はシンガポールと締結される通商協定に関しては、(A)に規定する報告は、大統領から協定締結の90日以上前に報告しなければならない。

(C)　決議

⒤　(A)に基づく報告の送付後、議会のいずれかの院に当該報告に関して決議が提案された場合、次の場合(ⅲ)から(ⅵ)までに規定する手続が適用される。

(Ⅰ)　当該報告に関してこれらの手続により議会のそれぞれの院において下院の歳入委員会又は上院の財政委員会から他の決議が報告されていない。

(Ⅱ)　(A)に基づく報告にかかる交渉で締結された通商協定に関して第2105条⒝に基づく手続否認決議が議会のそれぞれの院において下院の歳入委員会又は上院の財政委員会から他の決議が報告されていない

(ⅱ)　このサブパラグラフにおいて、「決議」とは議会のいずれかの院の決議で、その決議の決議条項の次に、「　　は、2002年超党派貿易促進法第2104条⒟⑶に基づき大統領により　　に議会へ送付された報告に含まれる　　に関する合衆国の通商救済法の変更は、同法第2102条⒝⒁に規定する交渉目標と合致しない。（最初の空白には決議する議会の院の名称を、２番目の空白には報告についての適当な日付を、３番目の空白には国の名称を、挿入する。」とあるものをいう。

(ⅲ)　下院における決議案は、

(Ⅰ)　いずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　歳入委員会及び付加的に規則委員会に付託される。

(Ⅲ)　いずれの委員会においても修正することができない。

(ⅳ)　上院における決議案は、

(Ⅰ)　いずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　財政委員会に付託される。

(Ⅲ)　修正することができない。

(ⅳ)　歳入委員会及び付加的に規則委員会の報告なしに決議を審議することは下院において議事規則上認められない。

⒱　財政委員会の報告なしに決議を審議することは上院において議事規則上認められない。

(ⅳ)　1974年通商法第152条⒟及び⒠（19 U.S.C.2192、⒟ and ⒠)（下院及び上院におけるある種の決議の本会議審議）の規定は、決議について適用する。

⒠　諮問委員会による報告

第2103条⒜又は⒝に基づき締結される通商協定に関し、1974年通商法第135条⒠⑴に基づき要求される報告は、大統領が第2103条⒜⑴又は第2105条⒜⑴(A)に基づき大統領の協定締結の意図を議会へ通知した日から30日以内に大統領、議会及び通商代表に提供されるものとする。

⒡　ＩＴＣの助力

⑴　総則

大統領は、第2103条⒝に基づき通商協定を締結する少なくと90日前に国際貿易委員会（この条において「委員会」という。）に対し、その時点現在での協定の細目を提供し、委員会に対し⑵に規定する評価を作成し提出することを要請しなければならない。このパラグラフに基づき大統領が要請を行なう時と委員会が評価を提出する間、大統領は協定の細目に関して委員会が現在のものを有するようにしなければならない。

⑵　ＩＴＣの助力

大統領が協定を締結した後、90日以内に、委員会は大統領及び議会へ対して、協定の国内総生産、輸出入、総雇用及び雇用機会、協定によって重大な影響を受けることが予想される産業の生産、雇用及び産業の競争上の地位への影響並び荷合衆国消費者の利益含む、協定の全産業分野及び特定の産業分野についての合衆国経済への予想される影響についてを評価した報告を提出しなければならない。

⑶　経験的文献の見直し

評価の作成において、委員会は、提案された協定の実質的同等に関する文献を含む協定に関する可能な経済評価の見直しを行ない、並びに、その評価のなかに使用した分析及び当該文献に記載された結論、コンセンサスの範囲の議論並びに委員会の協定に関するものを含む、異なった分析及び結論の間の差異についての記述を含めなければならない。

第2105条　通商協定の実施

⒜　総則

⑴　通報及び提出

第2103条⒝に基づき締結された通商協定は、合衆国に関して次の場合に（かつその場合にのみ）効力を発する。

(A)　大統領が、当該通商協定を締結する日の少なくとも90日以前に、協定締結の大統領の意図へを下院及び上院へ通知し、かつ、その後地帯なく当該意図を連邦官報その後速やかに連邦官報にその意図を公告する。

(B)　協定締結後、60日以内に、大統領が協定を遵守するために要請すべきと認める現行法の変更の記述を大統領が議会に送付する。

(C)　協定の締結後、同一日に大統領が会期中の議会の両院に、協定の最終法的文書の写しを次のものとともに提出する。

⒤　第2103条⒝⑶に規定する実施法案の草案

(ⅱ)　当該協定を実施するために提案する行政措置案

(ⅲ)　⑵に規定する支持情報

(D)　実施法案が法律として制定されること。

⑵　支持情報

⑴(C)(ⅲ)に規定する支持情報は次のもので構成される。

(A)　当該実施法案及び行政措置案が現行法にどのような変更を与え、あるいは影響を与えるかに関する説明書

(B)　次のものに関する意見書

⒤　協定が、この編の目的、政策、優先事項及び目標の達成を進捗させたかについての表明

(ⅱ)　次のことに関する大統領の理由

(I)　協定が、どのように、かつ、何を⒤に規定する目的、政策、優先事項及び目標の達成を進捗させたか

(Ⅱ)　当該協定が、以前交渉された協定の条項を変更したか及びその程度

(Ⅲ)　当該協定が合衆国の通商上の利益に奉仕する程度

(Ⅳ)　実施法案が、第2102条⒝⑶に規定する標準をどのように合致したか。

(V)　協定が、どのように、かつ、何を一定の優先事項の振興に関する第2102条⒞に規定する目的、政策、優先事項及び目標の達成を進捗させたか

⑶　相互的利益

第2103条⒝に基づき締結される通商協定の加盟国でない外国が、当該協定に基づく義務に同様に従っている場合を除き、協定の利益を受けないために、当該協定に関して提出される実施法案は、当該協定の条件に合致する場合、協定の利益及び義務は協定の加盟国にのみ適用されることを規定するものとする。実施法案は、当該協定の条件に合致する場合、当該通商協定に関し、協定上の利益と義務が協定の全当事国に一律に適用されないことを規定することができる。

⑷　約束の開示

外国政府との協定その他の約束（口頭であるか文書であるかを問わない。）であって、

(A)　議会が制定する通商権限手続に基づく実施法案に関する通商協定に関係し、かつ、

(B)　当該協定に関する実施法案が、議会の両院に提出される前に議会に対して開示されないものは、

議会により承認された協定の一部であるとみな去れず、かつ、合衆国法又は紛争解決機関においていかなる効力も効果も有しないものとする。

⒝　通商権限手続の制限

⑴　通報又は協議の欠如

(A)　総則

通商権限手続は、第2103条⒝に基づき締結される通商協定に関して提出された実施法案について、当該協定に関する通報又は協議の欠如のために、議会のひとつの院が手続否認決議を採択した日から60日以内に、他の院が別に当該協定に関する実施法案についての手続否認決議を採択した場合、適用しない。

(B)　手続否認決議

⒤　このパラグラフにおいて、「手続否認決議」とは、議会のいずれかの院の決議で、その決議の決議条項の次に、「大統領は、　　に関する交渉において2002年超党派貿易促進法に基づき通報又は協議することを怠り、又は拒否した。故に同法に基づく通商権限手続は、当該通商協定に関して提出された実施法案について、適用しない。（空白には大統領が通報又は協議することをを怠り、又は拒否した認める通商協定の明細を挿入する。）」とあるものをいう。

(ⅱ)　⒤において次の場合、大統領は、交渉において「2002年超党派貿易促進法に従って通報又は協議することをを怠り、又は拒否した」ことする。

(I)　当該交渉又は協定に関して第2104条又は第2105条に基づく協議を怠り、又は拒否した

(Ⅱ)　当該交渉又は協定に関して第2107条に基づく指針が作成されず、又は満たされない。

(Ⅲ)　大統領が当該交渉又は協定に関して第2107条⒞に基づく要請に応じて議会監視グループと会談しない。

(Ⅳ)　協定が、この編に規定する目的、政策、優先事項及び目標の達成を進捗させていない。

⑵　決議の審議手続

(A)　手続否認決議

⒤　下院における決議案は、

(Ⅰ)　いずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　歳入委員会及び付加的に規則委員会に付託される。

(Ⅲ)　いずれの委員会においても修正することができない。

(ⅱ)　上院における決議案は、

(Ⅰ)　いずれの議員でも提出することができる。

(ⅱ)　財政委員会に付託される。

(Ⅲ)　修正することができない。

(B)　1974年通商法第152条⒟及び⒠（19 U.S.C.2192、⒟ and ⒠)（下院及び上院におけるある種の決議の本会議審議）の規定は、該通商協定に関して議会の院において歳入委員会又は財政委員会から他の決議が報告されておらず、かつ、当該通商協定に関して第2104条⒟⑶(C)に規定する決議が同条⒟⑶(C)の(ⅲ)から(ⅵ)までに規定する手続に従って、議会の院において歳入委員会又は財政委員会から報告されておらず基づく手続否認決議が議会のそれぞれの院において下院の歳入委員会又は上院の財政委員会から他の決議が報告されていない場合、当該通商協定に関して提出された手続否認決議について適用する。

(C)　歳入委員会及び付加的に規則委員会の報告なしに決議を審議することは下院において議事規則上認められない。

(D)　財政委員会の報告なしに決議を審議することは上院において議事規則上認められない。

⑶　その他の要件充足の不履行

2002年12月31日までに、商務長官は、国務長官、財務長官、司法長官及び合衆国通商代表と協議のうえ、第2103条⒝⑶に規定しているＷＴＯの紛争解決委員会及び上級委員会が合衆国の義務及び制限を増加させているかないかに関する議会の関心に対応する行政府の戦略を明らかにする報告を議会に送付しなければならない。通商権限手続は、商務長官が適宜のときに当該報告を発しない限り、ＷＴＯの主催のもとで交渉された通商協定に関する実施法案について、適用しない。

⒞　下院及び上院の規則

この条の⒝、第2103条⒞及び第2103条⒟⑶(C)は、議会により、

⑴　下院及び上院のそれぞれの規則制定権の行使として制定され、従って、両院それぞれの規則の一部とみなされ、それと矛盾する範囲で、他の規則を廃止する。

⑵　議院の他の規則の場合と同じ方法で、かつ同程度に、いかなるときでも規則（その院の手続に関するかぎり）を変更する各議院の憲法上の権利を完全に確認して制定される。

第2106条　すでに開始された交渉にかかる一定の通商協定の取扱い

⒜　一定の協定

第2104条⒜に規定する交渉前の通報及び協議にかかわらず、第2103条⒝が適用される協定が次のいずれかである場合で、かつ、この法律制定の日前に開始された交渉の結果である場合、⒝が適用される。

⑴　世界貿易機関の主催のもとに締結された。

⑵　チリとの間に締結された

⑶　シンガポールとの間に締結された

⑷　アメリカ自由貿易地域を創設する

⒝　協定の取扱い

⒜が適用される協定の場合

⑴　実施法案への通商権限手続の適用可能性は、第2104条⒜（交渉開始前90日通報）の要件なしに決定されるものとし、第2105条⒝⑴(B)に基づく手続否認決議は、第2104条⒜の規定の遵守の怠慢又は拒否をもととすることはできない。

⑵　大統領は、この法律制定の後、現実的な限りすみやかに、

(A)　⒜に規定する交渉、当該交渉につき特定した合衆国の目標及び大統領が協定を求めるか現行の協定の改定を変更するかについて、議会へ通知しなければならない。

(B)　当該通知の前及び後において第2104条⒜⑵に規定する委員会及び第2107条に基づき招集された議会監視グループと協議しなければならない。

第2107条　議会監視グループ

⒜　構成員及び機能

⑴　総則

この法律の制定後60日以内に、及び各議会の召集の日から30日以内に下院の歳入委員会委員長及び上院の財政委員会委員長は議会監視グループを召集しなければならない。

⑵　下院からの構成員

各議会において、議会監視グループは、次の下院議員を含むものとする。

(A)　歳入委員会及び少数党の上席の委員並びに当該委員会の３名の委員（そのうち、同一政党に属する委員は２名を超えてはならない。）

(B)　下院規則委員会により、当該議会において処理されるこの編が適用される貿易協定交渉により影響を受けると思われ法制について管轄権を有する委員会の委員長及び少数党の上席の委員又はこれらが指名した者

⑶　上院からの構成員

各議会において、議会監視グループは、次の上院議員をも含むものとする。

(A)　歳入委員会及び少数党の上席の委員並びに当該委員会の３名の委員（そのうち、同一政党に属する委員は２名を超えてはならない。）

(B)　上院規則により、当該議会において処理されるこの編が適用される貿易協定交渉により影響を受けると思われ法制について管轄権を有する委員会の委員長及び少数党の上席の委員又はこれらが指名した者

⑷　信任

⑵(A)及び⑶(A)に規定する議会監視グループの各構成員は、合衆国通商代表により、大統領のために、この編が適用される通商協定の交渉の合衆国代表団の正式顧問として信任される。⑵(B)及び⑶(B)に規定する議会監視グループの各構成員は、合衆国通商代表により、大統領のために、当該議会監視グループの構成員となる理由の通商協定の交渉の合衆国代表団の正式顧問として信任される。議会監視グループは、特定の目標、交渉の戦略及び立場、適用可能な通商協定の作成並びに通商協定に基づく約束の遵守及び執行に関して通商代表と協議し、及び助言を与えなければならない。

⑸　司会

議会監視グループは下院歳入委員会の委員長及び上院財政委員会の委員長により司会される。

⒝　指針

⑴　目的及び改正

合衆国通商代表は、下院歳入委員会及び上院財政委員会の委員長及び少数党の上席の委員と協議のうえ、

(A)　この法律制定の日から120日以内に、通商代表とこの条に基づく議会監視グループとの有益で時期を得た情報交換を容易にする指針を作成しなければならない。

(B)　時事必要な指針の改正を行なうことができる。

⑵　内容

⑴に基づき作成される指針には、他に次の事項を次の事項を含めなければならない。

(A)　議会監視グループへの、第2102条⒞に規定する一定の優先事項の振興を含む交渉目標及び交渉が最終段階にはいったと議会交渉グループが認めた後に現実的な限りすみやかな時に始まるより頻繁な適用可能な交渉についての地位に関する定期的な詳細な情報提供。

(B)　議会監視グループの構成員及び適当な安全審査された職員が秘密情報を含む交渉に関係する文書を入手すること。

(C)　通商代表とこの条に基づく議会監視グループとの交渉上の立場を含む交渉の重大な局面における緊密で実用的な協力。

(D)　適用可能な通商協定の成立後、当該通商協定に基づく交渉された約束の遵守及び執行に関する協議。

(E)　第2102条⒞に基づき要求される報告の提出についての時間的枠組み

⒞　会談の要求。

議会監視グループの多数の要求により、大統領は、通商協定に関する交渉を開始又は交渉に関するその他の時点の前に議会監視グループと会談しなければならない。

第2108条　追加的実施及び執行の要求

⒜　総則

大統領が、第2105条⒜⑴(C)に基づき協定の最終文章を送付した時、大統領は、当該協定の実施及び執行の計画をも送付しなければならない。当該実施及び執行計画には次のものを含むものとする。

⑴　国境での人員要求

追加する税関及び動植物検疫の検査職員のリストを含む国境での通関地点における必要な追加人員の詳細

⑵　職員の人員要求

合衆国通商代表部、商務省、農務省（合衆国の輸出者の市場機会獲得のための衛生植物検疫措置に必要な追加人員を含む。）、財務省及び必要となる他の機関で日地用となる人員を含む通商協定の監視及び実施に必要な追加する連邦職員の詳細

⑶　税関の設備要求

関税庁によって必要な追加の設備及び施設の詳細

⑷　州政府及び地方自治体への影響

通商協定が、貿易の拡大の結果として州政府及び地方自治体への影響

⑸　費用分析

⑴から⑷までに掲げる各事項に関連する費用の詳細

⒝　予算の送付

大統領は、⒜に規定する計画を支援するのに必要な財源の要求を、計画の提出後大統領が議会に提出する最初の予算に含めなければならない。

第2109条　委員会の職員

この編に基づく通商振興権限の承認が国際貿易の分野に管轄権を有する委員会の活動を増加させることが予想される。更に、第2107条に基づく議会監視グループの創設は、多くの議員の合衆国の貿易政策の明確化及び合衆国の国際貿易課題の監視への関与を増加させる。管轄権を有する委員会これらの増加する活動に対応する適切な職員を有しなければならない。

第2110条　適応改正

⒜　総則

[1974年通商法第１編の改正規定]

⒝　一定の規定の適用

1974年通商法、第125条、第126条及び第127条（19 U.S.C. 2135, 2136⒜ and 2137）の適用において、

⑴　第2103条に基づき締結された通商協定は、1974年通商法第101条又は第102条（19 U.S.C. 2111 or 2112）に基づき締結された通商協定とみなす。

⑵　第2103条に基づき締結された通商協定に基づく布告又は行政命令は、1974年通商法第102条に基づき締結された通商協定に基づく布告又は行政命令とみなす

第2111条　通商振興権限の影響の報告

⒜　総則

この法律の制定後1年以内に、国際貿易委員会は、上院財政委員会及び下院歳入委員会へ、⒝に掲げる通商協定の合衆国への経済的影響に関して報告しなければならない。

⒝　協定

このサブセクションに掲げる協定は、次のものとする。

⑴　米イスラエル自由貿易協定。

⑵　米カナダ自由貿易協定

⑶　北アメリカ自由貿易協定

⑷　ウルグアイラウンド協定

⑸　東京ラウンドでの多角的貿易協定

第2112条　小企業の利益

工業及び通信担当の合衆国通商代表補は、小企業の利益が第2103条⒜⑻に規定する目標にそったすべての通商交渉で考慮されることの確保に責任を有しなければならない。議会の意思として、小企業事項は、小企業に対する責任を与えられた合衆国通商代表補の名称に反映すべきであると考える。。

第2113条　定義

この編の適用において、

⑴　農業協定

「農業協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第101条⒟⑵（19 U.S.C. 3511⒟⑵）に規定する協定をいう。

⑵　農業協定

「セーフガード協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第101条⒟⑿（19 U.S.C. 3511⒟⑿）に規定する協定をいう。

⑶　補助金及び相殺措置協定

「補助金及び相殺措置協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第101条⒟⒀（19 U.S.C. 3511⒟⒀）に規定する協定をいう。

⑷　アンチダンピング協定

「アンチダンピング協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第101条⒟⑺（19 U.S.C. 3511⒟⑺）に規定する1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定をいう。

⑸　上級委員会

「上級委員会」とは、紛争解決了解第17.1条に基づき設立された上級委員会をいう。

⑹　中心的労働基準

「中心的労働基準」とは、次のものをいう。

ウルグアイラウンド協定法第101条⒟⒀（19 U.S.C. 3511⒟⒀）に規定する協定をいう。

(A)　団結権

(B)　団体交渉権及び協定締結権

(C)　強制労働の禁止

(D)　子どもの雇用の最低年齢

(E)　最低賃金、労働時間並びに職業上の安全及び衛生に関する受諾しうる労働条件

⑺　紛争解決了解

「紛争解決了解」とは、ウルグアイラウンド協定法第1012条⒟⒃に規定する紛争解決に係る規則及び手続に関する了解をいう。

⑻　ガット1994

「ガット1994」とは、ウルグアイラウンド協定法第２条（19 U.S.C. 3501）に規定するものをいう。

⑼　ＩＬＯ

「ＩＬＯ」とは、国際労働機関をいう。

⑽　輸入センシティブ農産品

「輸入センシティブ農産品」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(A)　ウルグアイラウンド協定により合衆国にとって1995年1月1日の引下げが1994年12月31日に適用されていた関税率の97.5%以下となっていない関税引下げである農業産品

(B)　この法律の制定の日において関税割当の対象となっている農業産品

⑾　合衆国人

「合衆国人」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(A)　合衆国市民

(B)　合衆国の法律に基づき設立された組合、会社その他の法人

(C)　外国の法律に基づき設立された組合、会社その他の法人で(B)に規定する法人又は合衆国市民により支配されているもの

⑿　ウルグアイラウンド協定

「ウルグアイラウンド協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第２条⑺（19 U.S.C. 3501⑺）に規定するものをいう。

⒀　世界貿易機関、ＷＴＯ

「世界貿易機関」及び「ＷＴＯ」とは、ＷＴＯ協定に基づき設立された機関をいう。

⒁　ＷＴＯ協定

「ＷＴＯ協定」とは、1994年4月15日作成された世界貿易機関を設立する協定をいう。

⒂　ＷＴＯ加盟国

「ＷＴＯ加盟国」とは、ウルグアイラウンド協定法第２条⑽（19 U.S.C. 3501⑽）に規定するものをいう。